

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

1. 取組の推進に関する基本的考え方

福岡県では、過疎化・高齢化・混住化等の進展に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の保全管理が困難となり、また農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能の発揮に支障が生じつつある状況を踏まえ、「福岡県農業・農村振興基本計画」において、農業生産の基盤となる農地、農業用水等の資源の保全活動の推進、地域住民の協働による集落機能の維持、農村環境の向上に向けた取組みを推進することとしている。

このような中、平成19年度から地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全のための活動に対し農地・水保全管理支払交付金により支援を行ってきたが、地域の共同活動の困難化に伴い、農地・農業用水路等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念される。

このため、担い手に集中する地域資源の保全管理を地域で支え、農地集積を後押しすることを目的として、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を支える地域の共同活動に対し多面的機能支払交付金により支援する。

2. 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針を基礎として、地域の実態を踏まえた取り組みを追加し、別記1-3のガイドラインに沿った活動を行う。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 地域資源の基礎的保全活動

地域活動指針の地域資源の基礎的保全活動のすべての活動項目を毎年度実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域活動指針の地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、活動を1以上選択し、毎年度実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的保全活動

区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路の適正管理
取 組	配水操作
取組内容	地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。
活動要件	—
区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	堤体の適正管理
取 組	配水操作
取組内容	地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。
活動要件	—

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

なし

④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1）

福岡県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

福岡県の農地維持支払交付金の交付単価については、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下、「実施要綱」という。）別紙1の第7の2に定められている基本単価とする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	3,000円	1,500円
	畑	2,000円	1,000円
	草地	250円	125円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

福岡県の農地維持支払交付金の交付金の算定の対象とする農用地については、実施要綱別紙 1 の第 4 の 1 に定められている農用地に加え、次の①～③のいずれかに該当する農振農用地区域外農用地とする。

- ① 生産緑地法（昭和 49 年 6 月 1 日法律第 68 号）に基づく生産緑地地区内に存する農地。
- ② 地方自治体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地。
- ③ 多面的機能の発揮を図るため、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要がある農用地。但し、耕作放棄地全体調査（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号農村振興局長通知。平成 24 年 12 月 26 日からは荒廃農地の発生・解消状況に関する調査として実施）において、「再生利用が困難と見込まれる農用地」に区分され、かつ解消が確認されていない農用地は除外する。

(4) その他必要な事項

なし

3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定、交付単価等

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記 1－2 の活動指針を基礎として、地域の実態を踏まえたい取り組みを追加し、別記 1－3 のガイドラインに沿った活動を行う。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 施設の軽微な補修

地域活動指針の施設の軽微な補修について、協定に位置づけた農用地及び水路等の施設に必要な活動項目を毎年度実施する。

イ. 農村環境保全活動

地域活動指針の農村環境保全活動について、テーマを 1 以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を毎年度 1 以上実施する。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

地域活動指針の多面的機能の増進を図る活動について、任意で取組内容を定めた上で、毎年度実施する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 施設の軽微な補修

なし

イ. 農村環境保全活動

区 分	取組内容の追加
活動指針の構成	実践活動
テーマ	水質保全
取 組	水質保全を考慮した施設の適正管理
取組内容	水質保全のために、排水路やため池内に有用微生物群を用いた土壌改良剤を投入、散布する等の適正な維持管理を行うこと。併せて、その効用について検証し、成果として取りまとめること。
活動要件	－

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

なし

- ④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙2）
 福岡県の地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

福岡県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価については、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動が定着してきたことを踏まえ、継続地区（農地・水・環境保全向上対策及び農地・水保全管理支払交付金により共同活動を5年間以上実施した地域あるいは資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に取り組む地域）については、基本単価の7.5割とする。

また、いずれにおいても多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合、当該支払の交付単価に5/6を乗じた交付単価とする。

② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る活動）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価（当該活動を実施して5ヵ年経過していない対象農用地）	田	2,400円 (2,000円)	1,200円 (1,000円)
	畑	1,440円 (1,200円)	720円 (600円)
	草地	240円 (200円)	120円 (100円)
継続地区の交付単価（当該活動を5年間以上実施した対象農用地及び資源向上支払交付金（長寿命化）の対象農用地）	田	1,800円 (1,500円)	900円 (750円)
	畑	1,080円 (900円)	540円 (450円)
	草地	180円 (150円)	90円 (75円)

（注）表中の括弧は、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の交付単価

(3) その他必要な事項

なし

4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等

① 基本的考え方

集落が管理する農地周り水路、農道、ため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

② 国の指針に追加する対象施設・対象活動

なし

③ 対象施設・対象活動に関する指針(別紙3)

福岡県の資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙3のとおりとする。

(2) その他必要な事項

なし

5. 広域協定の規模

福岡県内においては、広域協定の対象とする区域が実施要綱別紙5の第3の1に規定されている規模の要件を満たす場合、広域活動組織を設立することができる。

6. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、福岡県、市町村、農業者団体、集落等の緊密な連携により、実施することが必要であることから、本県では、福岡県、対象組織が存する市町村、福岡県土地改良事業団体連合会、福岡県農業協同組合中央会等から構成する福岡県農地・水・環境保全協議会(以下「推進組織」という。)を地域の推進体制に位置付けることとする。

(2) 関係団体の役割分担

① 福岡県

- ・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく基本方針を策定する。
- ・本交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
- ・福岡県の多面的機能支払の実施に関する基本方針等を策定する。
- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。
- ・交付金の交付に必要となる事務手続。
- ・その他県として取組の推進に必要なとなる業務。

② 市町村（別添：市町村一覧参照）

- ・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく促進計画を策定する。
- ・管内の活動組織及び広域活動組織の事業計画を認定する。
- ・対象組織に対し適宜指導を行い、事業計画に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・対象組織を対象とした説明会等を開催し、活動の実施に必要な事項を周知する。
- ・毎年度、対象組織の農地維持活動及又は資源向上活動の実施を確認する。
- ・交付金の交付に必要となる事務手続。
- ・その他市町村として取組の推進に必要なとなる業務。

③ 推進組織

- ・毎年度、市町村等を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・対象組織に対し、適宜指導を行い、協定に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きの作成や、活動事例等を紹介したホームページを運営する。
- ・対象組織の事務手続きの支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、支援を行う。
- ・事業認定及び交付申請事務に係る確認、審査事務を行うほか、毎年度の活動実績等のとりまとめを行う。
- ・その他、本交付金の実施に必要なとなる各種調査や、取組の推進に必要なとなる業務を実施する。

(3) 市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村、推進組織への推進交付金については、国から福岡県に交付を受けた額のうち、市町村推進事業及び推進組織推進事業の実施に必要な経費を福岡県多面的機能支払交付金交付要綱に従い、福岡県から管内の対象組織が存する市町村及び推進組織に交付するものとする。

(4) その他必要な事項

なし

7. その他

(1) 平成26年度までに実施した多面的機能支払交付金に係る役割分担

平成26年度多面的機能支払交付金に係る実績確認等については、福岡県多面的機能支払の実施に関する基本方針（平成26年4月1日付け九州農政局同意。）に基づき実施する。

(2) 向上活動支援交付金（高度な農地・水の保全活動）について

農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年4月6日23農振第2342号農林水産事務次官依命通知。）に基づき採択された向上活動支援交付金のうち高度な農地・水の保全活動については、各対象組織の活動計画書に定めた活動期間に限り、福岡県農地・水保全管理支払の実施に関する基本方針（平成25年7月11日付け九州農政局同意。）に基づき実施することができる。

【参考添付資料】

（参考1）関係団体の役割分担表

（参考2）実施体制図

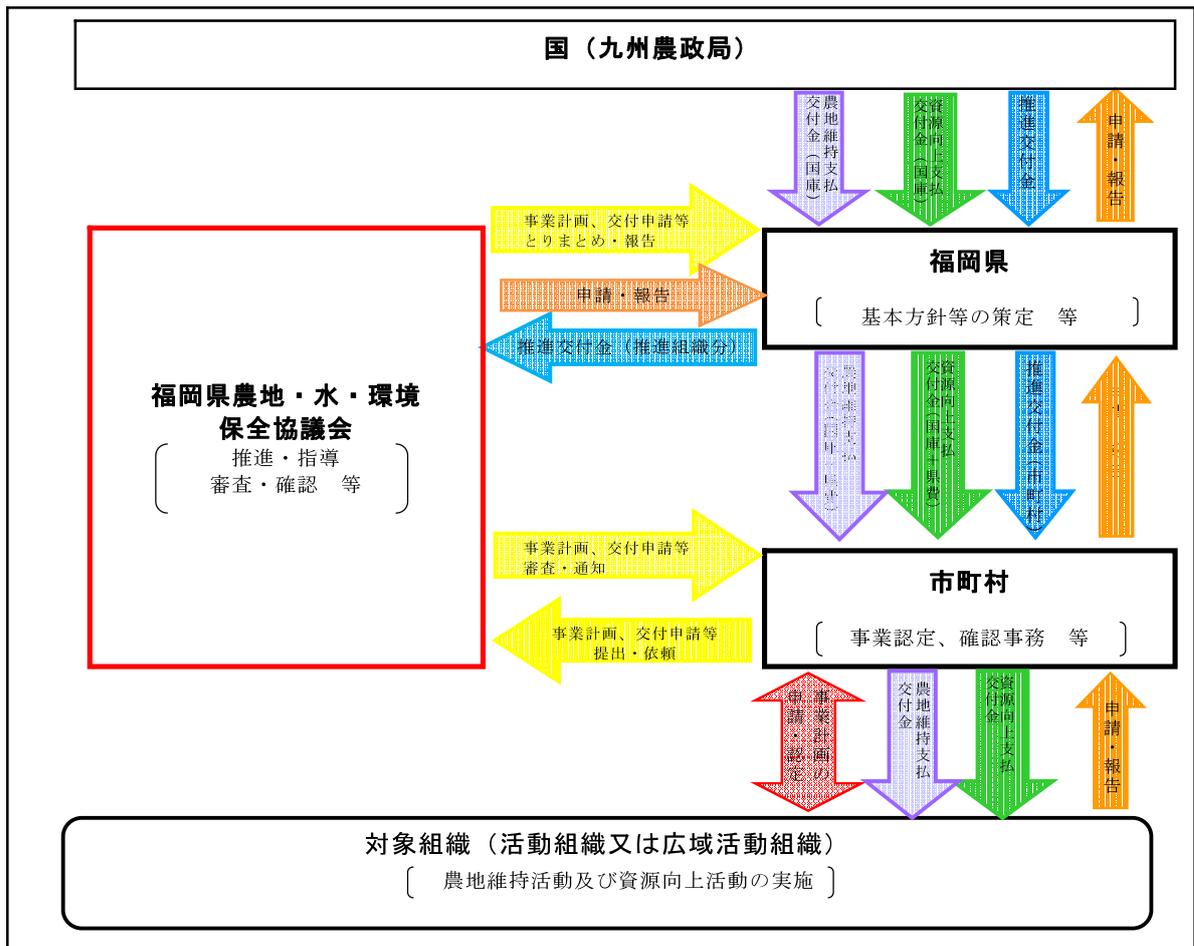
<参考1>

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	福岡県	関係市町村	推進組織	
多面的機能支払交付金	○	○		
多面的機能支払推進交付金				
1. 法基本方針の策定	○			
2. 促進計画の策定		○		
3. 第三者機関の設置、運営	○			
4. 要綱基本方針の策定	○			
5. (1) 事業計画の指導、審査		○	○	
(2) 事業計画の認定		○		
6. (1) 広域協定の指導、審査		○	○	
(2) 広域協定の認定		○		
7. (1) 実施状況確認		○	○	
(2) 実施状況報告		○		
8. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会		○	○	
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	
(3) 推進に関する手引きの作成	○		○	
(4) 活動組織を支援する組織への支援			○	
9. (1) 審査、通知	○		○	
(2) 交付		○		
10. 推進のための各種調査等	○	○	○	

<参考2>

実施体制図



(別添)

【多面的機能支払交付金】

○対象市町村一覧表

(福岡)	福岡市	(飯塚)	直方市
	筑紫野市		飯塚市
	宗像市		田川市
	古賀市		宮若市
	福津市		嘉麻市
	糸島市		小竹町
	那珂川町		鞍手町
	篠栗町		桂川町
	須恵町		香春町
	新宮町		添田町
	久山町		糸田町
	粕屋町		川崎町
			大任町
	赤村		
	福智町		
12市町		15市町村	
(朝倉)	久留米市	(筑後)	大牟田市
	朝倉市		柳川市
	小郡市		八女市
	うきは市		筑後市
	筑前町		大川市
	東峰村		みやま市
	大刀洗町		大木町
	広川町		
7市町村		8市町	
(八幡)	北九州市	(行橋)	行橋市
	中間市		豊前市
	岡垣町		苅田町
	芦屋町		みやこ町
	水巻町		吉富町
	遠賀町		上毛町
	築上町		
6市町		7市町	
合計55市町村			

(別紙1)

福岡県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(農地維持支払)

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 地域資源の基礎的保全活動

地域活動指針			活動要件	
活動項目	取組			
点検、 計画 策定	点検	<p>【農用地】</p> <p><input type="checkbox"/>遊休農地等の発生状況の把握</p> <p>【水路（開水路、パイプライン）】</p> <p><input type="checkbox"/>施設の点検</p> <p>【農道】</p> <p><input type="checkbox"/>施設の点検</p> <p>【ため池（管理道路含む）】</p> <p><input type="checkbox"/>施設の点検</p>	協定に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地等の発生状況の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年実施する。	
	年度活動計画の策定	<input type="checkbox"/> 年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。	
実践 活動	農 用 地	遊休農地発生防止のための保全管理	<input type="checkbox"/> 遊休農地発生防止のための保全管理	協定に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・農用地法面等の草刈り等を毎年度実施する。 ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき必要となる取組を実施する。
		畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り	<input type="checkbox"/> 畦畔・農用地法面等の草刈り <input type="checkbox"/> 防風林の枝払い・下草の草刈り	
		施設の適正管理	<input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の適正管理 <input type="checkbox"/> 防風ネットの適正管理	
		異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置	

水路 (開 水路 ・ パイ プ ライ ン)	水路の草刈り	<input type="checkbox"/> 水路の草刈り <input type="checkbox"/> ポンプ場、調整施設等の草刈り
	水路の泥上げ	<input type="checkbox"/> 水路の泥上げ <input type="checkbox"/> ポンプ吸水槽等の泥上げ
	施設の適正管理	<input type="checkbox"/> かんがい期前の注油 <input type="checkbox"/> ゲート類等の保守管理 <input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理 <input type="checkbox"/> 配水操作
	異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置
農 道	路肩・法面の草刈り	<input type="checkbox"/> 路肩・法面の草刈り
	側溝の泥上げ	<input type="checkbox"/> 側溝の泥上げ
	施設の適正管理	<input type="checkbox"/> 路面の維持
	異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置
た め 池	ため池の草刈り	<input type="checkbox"/> ため池の草刈り
	ため池の泥上げ	<input type="checkbox"/> ため池の泥上げ
	付帯施設の適正管理	<input type="checkbox"/> かんがい期前の施設の清掃・除塵 <input type="checkbox"/> 管理道路の管理 <input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理 <input type="checkbox"/> ゲート類の保守管理 <input type="checkbox"/> 配水操作
	異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置

研修	事務・組織運営等の研修	□活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修	事務・組織運営等に関する研修について、活動期間中に1回以上実施する。
----	-------------	------------------------------------	------------------------------------

注) 実践活動の異常気象時の対応は、洪水、台風、地震等の発生後に実施

2 地域資源の適切な保全活動のための推進活動

活動項目		取組	活動要件
地域資源の適切な保全管理のための推進活動	構造変化に対応した保全管理の目標	<p>□地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。【中心経営体型】（「人・農地プラン」の「今後の地域の中心となる経営体」に相当する経営体である「中心経営体」との役割分担や労力補完を図る地域等が該当）</p> <p>□集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。【集落ぐるみ型】（多数の小規模農家、兼業農家等が参画する形での集落単位の営農と一体的あるいは連携した取組を図る地域等が該当）</p> <p>□地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。【地域外経営体連携型】（地域外の大規模経営体等の入り作者と地域内の農業者等との連携を図る地域等が該当）</p> <p>□広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。【集落間・広域連携型】（活力ある周辺集落との連携、複数集落で個々の集落を広域的に支え合う体制の構築を図る地域等が該当）</p> <p>□地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図</p>	該当する項目を選択する。（複数項目選択可）

	<p>る。【多様な参画・連携型】（資源向上支払で多様な主体の参画による保全管理を進める地域や、NPO 法人、企業等との連携により農業生産の継続を図る地域等が該当）</p> <p><input type="checkbox"/> その他（地域の実情に応じた目標を対象組織が具体的に設定）</p>	
保全管理の内容	<p><input type="checkbox"/> 農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業</p> <p><input type="checkbox"/> 高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業</p> <p><input type="checkbox"/> 不在村地主等の遊休農地に係る管理作業</p> <p><input type="checkbox"/> 農業者、地域住民等が担う共同利用施設の保全管理</p> <p><input type="checkbox"/> その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）</p>	<p>地域資源の適切な保全管理を図っていくため、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を1項目以上選択する。</p>
取組方向	<p><input type="checkbox"/> 担い手との連携の強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理の担い手の確保</p> <p><input type="checkbox"/> 不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用</p> <p><input type="checkbox"/> 隣接集落との連携による相互の労力補完、広域的な活動の実施</p> <p><input type="checkbox"/> その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）</p>	<p>保全管理に取り組むために、今後進めていく取組の方向性を1項目以上選択する。</p>
取組内容	<p><input type="checkbox"/> 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催</p> <p><input type="checkbox"/> 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査</p> <p><input type="checkbox"/> 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査</p> <p><input type="checkbox"/> 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催</p> <p><input type="checkbox"/> 地域住民等に対する意向調査、地域住民等と</p>	<p>保全管理に取り組むために行う活動項目について1項目以上選択し、毎年度実施する。</p>

		の集落内調査 <input type="checkbox"/> 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会 <input type="checkbox"/> その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）	
--	--	--	--

第2 取組の説明

1 農地維持活動

(1) 点検・計画策定

ア 点検

【農用地に関する取組内容】

遊休農地等の発生状況の把握

- ・協定に位置付けたすべての農用地について、遊休農地等の発生状況を把握すること。

【水路（開水路、パイプライン）に関する取組内容】

施設の点検

- ・協定に位置付けたすべての水路について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。
- ・協定に位置付けたすべてのパイプラインについて、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。
- ・かんがい期前に通水試験を実施し、通水状況を把握すること。

【農道に関する取組内容】

施設の点検

- ・協定に位置付けたすべての農道について、路面の凹凸の状況、側溝の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。

【ため池（管理道路含む）に関する取組内容】

施設の点検

- ・協定に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。
- ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池付帯施設の点検を行うこと。

イ 年度活動計画の策定

年度活動計画の策定

- ・点検結果を踏まえて、次の（2）の実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。

(2) 実践活動

ア 農用地に関する取組内容

①遊休農地発生防止のための保全管理

遊休農地発生防止のための保全管理

- ・農地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。
なお、既遊休農地については、協定期間内に遊休農地を解消すること。

②畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り

畦畔・農用地法面等の草刈り

- ・ほ場内の作業性の確保、病虫害発生低減等のために、協定に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

防風林の枝払い・下草の草刈り

- ・ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈り又は除草等の作業により、適正な管理を行うこと。この際には、枝払いや草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

③施設の適正管理

鳥獣害防護柵の適正管理

- ・鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

防風ネットの適正管理

- ・防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと、又は、新たに防風ネットを設置し、適正な管理を行うこと。

④異常気象時の対応

異常気象後の見回り

- ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、畦畔、排水口、法面等の見回りを行い、状況を把握すること。

異常気象後の応急措置

- ・異常気象等後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

イ 水路（開水路、パイプライン）に関する取組内容

①水路の草刈り

水路の草刈り

- ・通水機能の維持、病虫害発生低減等のために、協定に位置付けた水路やその周辺部の草刈り又は除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置す

る場合にあつては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ポンプ場、調整施設等の草刈り

・協定に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雑用水施設等のパイプライン付帯施設やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあつては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

②水路の泥上げ

□水路の泥上げ

・協定に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあつては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ポンプ吸水槽等の泥上げ

・協定に位置付けたポンプ吸水槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあつては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

③施設の適正管理

□かんがい期前の注油

・協定に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。

□ゲート類等の保守管理の徹底

・腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□遮光施設の適正管理

・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行うこと。又は、新たに遮光施設を設置し、適正な管理を行うこと。

□配水操作

・地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。

④異常気象時の対応

□異常気象後の見回り

・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、水路の見回りを行い、施設状況を把握すること。

・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、地上部のパイプライン付帯施設（ポンプ場、調整施設等）の見回りを行い、施設状況を把握すること。

□異常気象後の応急措置

・異常気象等後の見回りの結果、水路に土砂や雑木等がみられる場合や水路の施設機能に障

害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

・異常気象等後の見回りの結果、パイプライン及び付帯施設の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

ウ 農道に関する取組内容

①路肩、法面の草刈り

路肩、法面の草刈り

・協定に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草又は枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

②側溝の泥上げ

側溝の泥上げ

・協定に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

③施設の適正管理

路面の維持

・協定に位置付けた農道への砂利の補充を行い、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。

④異常気象時の対応

異常気象後の見回り

・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農道の見回りを行い、施設状況を把握すること。

異常気象後の応急措置

・異常気象等後の見回りの結果、農道に土砂や雑木等がみられた場合や農道機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

エ ため池に関する取組内容

①ため池の草刈り

ため池の草刈り

・協定に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

②ため池の泥上げ

□ため池の泥上げ

- ・協定に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

③付帯施設の適正管理

□かんがい期前の施設の清掃・除塵

- ・協定に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の活動を行い、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じないようにすること。

□管理道路の管理

- ・協定に位置付けたため池の管理道路を適正に管理（草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等）し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。

□遮光施設の適正管理

- ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行うこと、又は、新たに遮光施設を設置し、適正な管理を行うこと。

□ゲート類の保守管理の徹底

- ・腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、又は、塗料や被覆資材の再塗布等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□配水操作

- ・地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。

④異常気象時の対応

□異常気象後の見回り

- ・洪水、台風、地震、融雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、ため池及び付帯施設の見回りを行い、施設状況を把握すること。

□異常気象後の応急措置

- ・異常気象等後の見回りの結果、ため池に土砂や雑木等がみられる場合やため池の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

(3) 研修（事務・組織運営に関する研修）

□活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修

- ・活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を行うこと。

2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

(1) 構造変化に対応した保全管理の目標

該当する項目を選択する。必要に応じて複数項目を選択する。なお、その他を選択した場合は、その具体的内容を活動計画書に記載する。

- 地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。【中心経営体型】（「人・農地プラン」の「今後の地域の中心となる経営体」に相当する経営体である「中心経営体」との役割分担や労力補完を図る地域等が該当）
- 集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。【集落ぐるみ型】（多数の小規模農家、兼業農家等が参画する形での集落単位の営農と一体的あるいは連携した取組を図る地域等が該当）
- 地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。【地域外経営体連携型】（地域外の大規模経営体等の入り作者と地域内の農業者等との連携を図る地域等が該当）
- 広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。【集落間・広域連携型】（活力ある周辺集落との連携、複数集落で個々の集落を広域的に支え合う体制の構築を図る地域等が該当）
- 地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。【多様な参画・連携型】（資源向上支払で多様な主体の参画による保全管理を進める地域や、NPO 法人、企業等との連携により農業生産の継続を図る地域等が該当）
- その他（地域の実情に応じた目標を対象組織が具体的に設定）

（2）保全管理の内容

今後、地域資源の適切な保全管理を図っていくため、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を1項目以上選択する。なお、その他を選択した場合は、その具体的内容を活動計画書に記載する。